

個 情 第 523 号
産 情 発 0329 第 3 号
令 和 5 年 3 月 29 日

一般社団法人 日本病院寝具協会 理事長 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)
厚生労働省大臣官房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公 印 省 略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
の一部改正について（通知）

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。以下「ガイダンス」という。）を作成し、その周知を図っているところです。

今般、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）第 51 条の規定により個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の一部が改正され、令和 5 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、ガイダンスの一部を改正し、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛てに通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

